

よくある質問について

区別	区分	質問内容	回答	備考						
資格試験	申請書類の記載方法	<経歴証明書の記載について> 実務経験業務内容及び点検経験業務内容は、業務名だけを記載すればよいのか？	詳しくは受講・受験案内書「2.受講・受験の要件」をご覧ください。 【実務経験業務内容】 高速道路等における実務経験が分る内容で記載してください。業務名で分かる場合は業務名でも構いません。 記入例：「〇〇自動車道 施設保全管理業務にて、施工管理業務に従事」 【点検経験業務内容】 (土木の場合) 高速道路等での道路点検をいい、日常、定期、特別点検など「保全点検要領 構造物編」に準じる点検内容が確認できる内容で記載してください。 記入例：「〇〇自動車道 保全管理業務にて、日常点検・定期点検に従事」 (施設の場合) 高速道路での施設保全管理要領に示す施設構造点検に準じる点検内容が確認できる内容で記載してください。 記入例：「〇〇自動車道 施設保全管理業務において、施設構造点検に従事」	掲載日 R1.9.26						
資格試験	申請書類の記載方法	<点検経験の業務内容と従事期間の記載について> 施工管理員や情報管理員が契約期間の一時期のみに限って点検に従事した場合は、点検経験の業務内容と従事期間の記載についてどのように記載すれば良いか？	詳しくは受講・受験案内書「2.受講・受験の要件」をご覧ください。 点検経験業務内容には点検内容が確認できるように記載してください。 また、従事期間は施工管理員や情報管理員の契約期間ではなく、点検業務に従事した期間のみを計上してください。ただし、主たる業務の従事期間を超えて、点検業務に従事した期間を計上することはできません。	掲載日 R1.9.26						
資格試験 更新講習	支払関係	<受講・受験料、更新更新料の支払いについて> 具体的な支払方法の記載がないが、いつのタイミングでどのように支払えば良いのか？	受講・受験案内書に記載されている請求書発行日に、振込口座を記載した請求書を発行します。 到着した日から支払期日までの間にお支払いください。	掲載日 R1.9.26						
資格試験 更新講習	受験地変更	受講・受験会場の変更をしたいのですが？	受講受験会場の変更は、請求書発行日前日までは変更可能ですが、請求書発行日以降の変更は一切お受けできません。	掲載日 R1.9.26						
資格試験 更新講習	受講・受験票	受講・受験票を紛失しました。どうすればよいでしょうか？	試験会場・試験時間が分れば、受講日(試験日)に直接会場へお越しください。当日受講・受験票を再発行いたします。なお、発行に時間を要する場合がありますので早めにお越しいただけますようお願いいたします。	掲載日 R1.9.26						
資格試験 更新講習	資格登録	現在、点検士補の資格があり、今期の資格試験で点検士を受講・受験し、今期第2回更新講習で点検士補を受講することとしている。この際、講習会テキストは、新たに購入が必要か。点検士に合格した場合、点検士補も登録が必要か。	今期の資格試験で点検士を受講されていれば、その講習用テキストが更新講習のテキストとなりますので、新たにテキストを購入する必要はありません(受講案内書の受講区分は、更新Bとなります)。また、点検士(上位資格)に合格した場合は、点検士(上位資格)に登録すれば点検士補の更新登録を行う必要はありません。	掲載日 R1.9.26						
更新講習	資格登録	平成27年度の講習会修了証の更新はできるのか。	平成27年度講習会修了者は、有効期限である令和2年度までに更新講習会を受講し、eラーニング試験を完了することで、以下の資格に切り替えることができます。 土木A⇒高速道路点検診断士(土木) 土木B⇒高速道路点検士(土木) 土木C⇒高速道路点検士補(土木) 施設A⇒高速道路点検診断士(施設) 施設B⇒高速道路点検士(施設) 施設C⇒高速道路点検士補(施設) 令和3年度以降の切り替えはできなくなりますので、ご留意下さい。	掲載日 R1.9.26						
資格試験	点検士・点検診断士の出題範囲	点検士と診断士の出題範囲が解るようにして欲しい。	点検士、点検診断士に関する出題範囲は、募集要項に示す能力を測る問題を出題しています。 (土木の例) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資格の称号</th> <th>内容及び能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路点検診断士(土木)</td> <td>道路構造物及びその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関して指導的立場となる者としての能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等)を有する技術者</td> </tr> <tr> <td>高速道路点検士(土木)</td> <td>道路構造物及びその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関して中心的立場となる者としての能力(点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等)を有する技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>講習テキストでは、点検診断士は、全テキストが対象。点検士は、全テキストのうち、点検診断士に求める能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断)を除く範囲が出題範囲となります。</p>	資格の称号	内容及び能力	高速道路点検診断士(土木)	道路構造物及びその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関して指導的立場となる者としての能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等)を有する技術者	高速道路点検士(土木)	道路構造物及びその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関して中心的立場となる者としての能力(点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等)を有する技術者	掲載日 R1.9.26
資格の称号	内容及び能力									
高速道路点検診断士(土木)	道路構造物及びその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関して指導的立場となる者としての能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等)を有する技術者									
高速道路点検士(土木)	道路構造物及びその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関して中心的立場となる者としての能力(点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等)を有する技術者									
資格試験	工種毎資格	何故、工種毎に診断資格を設定しないのか。	高速道路全般の点検に関する資格であり、点検要領が異なる土木(保全点検要領)と施設(施設保全管理要領)に分類し、点検対象となる全工種を資格を設定しています。	掲載日 R1.9.26						
講習会 資格試験	試験対策	①試験対策となるような講習会として欲しい。 ②記述論文の書き方を講習して欲しい。 ③過去問題集を出版して欲しい。	高速道路点検診断資格は、点検診断の品質の確保・向上を目的としたものであり、その能力を測るため資格審査を行っています。点検資格の取得に必要な知識を修得する為に必要な講習の受講と試験を実施しており、単に試験合格を目指すものではないことから、試験対策という観点での講習は行っていません。	掲載日 R1.9.26						
講習会 テキスト	土木(専門Ⅰ・Ⅱ)分冊	①工種毎に分冊して欲しい ②専門Ⅰ・Ⅱを分冊して欲しい。	①高速道路の土木構造物全般の点検(保全点検要領)に関するものであることから一体のものと考えています。工種毎の分冊は、現時点では計画していません。 ②専門Ⅰ・Ⅱテキストは、各構造物の細部にわたり、点検の実務に関する専門性の高い事項『点検計画、点検の着眼点、留意事項、構造物特性、個別判定、健全度評価、健全性の診断(措置の提案(詳細調査、応急対策、補修補強工法)含む)』を一連としてまとめたものとなっており、点検診断資格取得のほか、実務書として使用できるようにしています。専門Ⅰ・Ⅱを分割すると、一連の流れとされないため同冊としています。	掲載日 R1.9.26						
講習会 テキスト	電子データ配布	重すぎて持ち運びに不便。ペーパーレス化してPDF等の電子媒体による配布として欲しい。	講習会では、テキストによる講義を前提としており、テキスト持参を必須としています。 現時点では、電子媒体については、今後の検討課題とします。	掲載日 R1.9.26						
高速道路点検資格	点検実施者・資格要件	高速道路の点検を行うには、必ず高速道路点検士補、高速道路点検士、高速道路診断士のいずれかの資格を保有していないといけないのか。	点検実施者は、NEXCO保全点検実施要領に定められており、「構造物に関する必要な知識(設計、施工、管理)又は土木に関連する資格、若しくは点検に関する技術や実務経験等を有し、現場で点検を行う者をいう。(基本共通テキスト点検の基本用語の定義2-2P)とされ、同テキスト点検の実施2-26Pにおいて、詳細点検は、点検実施者が行うものとし、以下のいずれかの要件に該当するものとする。 ・高速道路点検診断士・点検士・点検士補の資格を有すること ・構造物に関する相応の資格又は相当の実務経験を有すること ・構造物の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること ・構造物の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること とされています。	掲載日 R1.12.4						